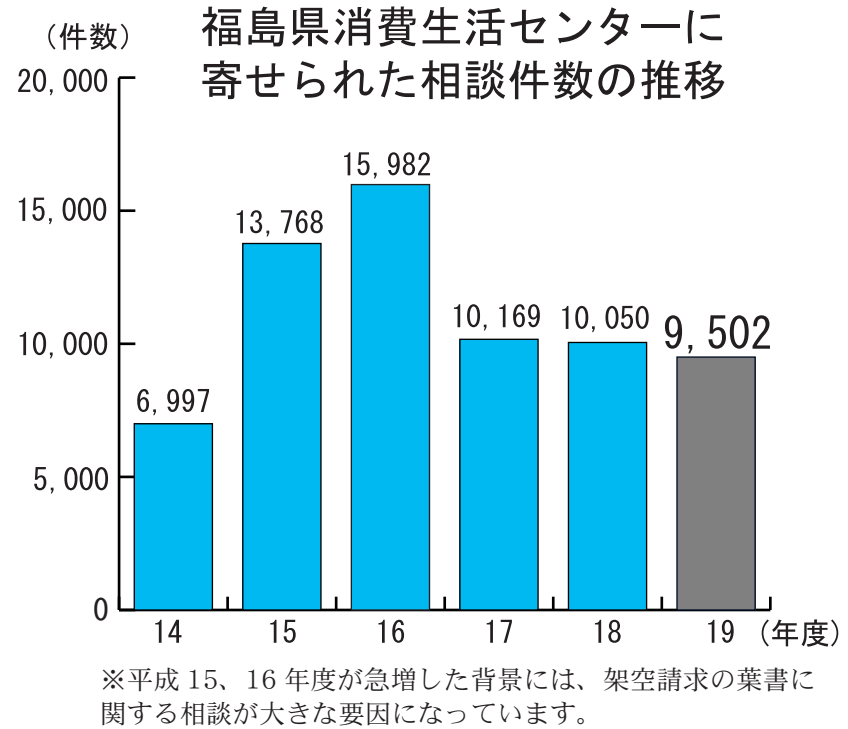
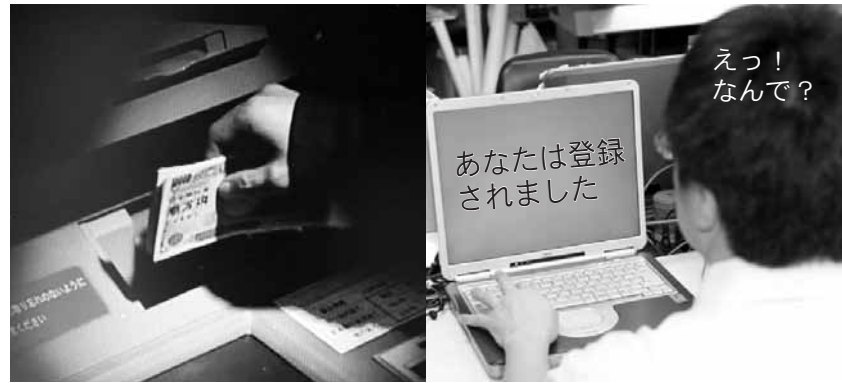


STOP!
悪質商法

振り込め詐欺にご注意を！

— 困った時は一人で悩まず相談を —

身に覚えがない請求書や巧みな売り込み、強引な勧誘など、さまざまな手口で近づく悪質商法。特に、「振り込め詐欺」のトラブルが増えています。全国的に発生している振り込め詐欺、昨年度は県内でも109件、2億円を超える被害が出ています。被害に遭ってしまったたり、判断に迷ったりする場合には、すぐに警察などへ相談してください。



福島県消費生活センターに寄せられた相談内容

- ◆件数の多い内容は、
 - ①携帯電話・パソコンの接続トラブル（有料情報サービスに係る不当請求）
 - ②フリーローン・サラ金
 - ③身に覚えのない請求（携帯電話のメール等を利用した架空請求）の順です。
- ◆60歳以上の相談は、平成19年度1,783件（18.8%）です。
- ◆60歳以上の相談において、商品別に見ると、「ふとん」「健康器具、健康食品」「海外宝くじ」「自分史等の単行本」等、他の年代には見られない特徴があります。
- ◆強引な訪問販売やSF商法（催眠商法）による被害も後を絶たない状況にあります。
- ◆60歳以上の相談者の場合、契約額が非常に大きくなってしまっているのも特徴の一つです。

振り込め詐欺

次の4種類が振り込め詐欺です。依然として被害は続発しており、巧妙化する手口につけてください。

- ①親族などを語る 「オレオレ詐欺」
- ②実在しない債務の返済を迫る 「架空請求詐欺」
- ③架空融資の保証金の前納を求める 「融資保証金詐欺」
- ④町税務職員などを語る 「還付金詐欺」



☆被害状況は、
 昨年（平成19年度）1年間で、
 ○全国では、約17,900件 約251億円
 ○福島県では、109件 約2億4,500万円の被害がありました。

「オレオレ詐欺」と「架空請求」の手口と対策について

オレオレ詐欺

【手口の特徴】

- ◆電話を受けた人の弱点をついてくる。
→例えば、交通事故、会社のお金の使い込み、医療事故。
- ◆「至急」「お金を振り込む（宅配便で送る）こと」を要求する。
→例えば、息子本人を名乗る男や、警察や弁護士を名乗る男が示談金を至急振り込むように要求する。
- ◆金融機関営業日の15時前（11時から14時）が多い。→すぐに振り込まないと間に合わない、手遅れになるなどとまくし立て、冷静に考える余裕を与えない。

【対策～電話があったら】

- ◆自分から家族の名を呼ばず、相手に名乗らせる。
- ◆住所、氏名などの個人情報教えない。
- ◆冷静に考える。
- ◆他のあらゆる手段で事実を確認し、すぐに振り込まない。

架空請求

【手口の特徴】

- ◆「契約会社の消費料金」などと曖昧な記述であったり、「有料サイトの利用料が未納になっている」などと表現し、利用事実不安を持たせる場合があります。
- ◆「法律事務所」「裁判所」を名乗り、差出人を販売会社との連名で記載して巧妙化させています。
- ◆「裁判」「差押え」「強制執行」「自宅に回収に行く」などと不安をあおります。

【対策】

- ◆身に覚えがない請求は無視し、自分から連絡しない。
→連絡すると個人情報聞き出されてしまいます。
- ◆1人で悩まず、「おかしい」「被害に遭った」と思ったら、すぐに警察へ連絡を。

おかしいなと思ったら、
連絡をしてお悩みの方は…

- ・福島県警察相談センター
#9111（プッシュ回線のみ）
又は
☎024-533-9110
 - ・桑折警察署相談窓口
☎024-582-2151
 - ・福島県消費生活センター
☎024-521-0999
- 相談受付時間
平日午前9時～午後5時まで
をご利用ください。



8月25日、板橋と泉田下地区のいきいきサロンで、「悪質商法」についての講習会が行われました。福島県消費生活センターの景山真紀氏を講師に迎え、高齢者がトラブルに巻き込まれやすい振り込め詐欺など、実際の電話でのやりとり音声やビデオなどを使って、手口と対策を学びました。参加した皆さんは、悪質商法に遭わないために真剣に聞き入っていました。（写真：泉田下地区）

「悪質商法」の手口と対策を学ぶ
〜板橋、泉田下いきいきサロン〜